

令和4年第3回海部地区環境事務組合議会臨時会会議録

令和4年12月22日海部地区環境事務組合議会臨時会は、海部地区環境事務組合新開センター2階大会議室に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

1番	伊藤恵子	2番	森口達也
3番	真野和久	4番	竹村仁司
5番	佐藤高清	6番	早川公二
7番	森耕治	8番	横井敏夫
9番	松本英隆	10番	吉田正昭
11番	八木敏一		

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

1番	伊藤恵子	2番	森口達也
3番	真野和久	4番	竹村仁司
5番	佐藤高清	6番	早川公二
7番	森耕治	8番	横井敏夫
9番	松本英隆	10番	吉田正昭
11番	八木敏一		

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは、次のとおりである。

管理者	弥富市長	安藤正明
副管理者	あま市長	村上浩司
副管理者	津島市長	日比一昭
副管理者	愛西市長	日永貴章
副管理者	大治町長	村上昌生
副管理者	蟹江町長	横江淳一
副管理者	飛島村長	加藤光彦

副管理者 弥富市副市長  
事務局長  
総務課長兼出納室長

村 瀬 美 樹  
渡 辺 和 宏  
大 木 孝 介

6 職務のため会議に出席したものは、次のとおりである。

総務課係長兼出納室係長 藤 田 充 裕

7 会議事件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第10号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第4 議案第11号 海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の  
一部改正について

8 審議内容

(午前 10時57分 開会)

○議 長

本日は、御多忙のところ御参集くださいます、誠にありがとうございます。  
本日の出席議員は11名でございますので、定足数に達しております。

ただいまから、令和4年第3回海部地区環境事務組合議会臨時会を開会しま  
す。

この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（弥富市長）

皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にお  
かれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、予定しております案件は、条例制定1件及び条例改正1件についてで  
ございます。

十分な御審議を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

また、事前に配付しました資料と本日の配付資料の確認を事務局からさせま  
す。

## ○総務課長兼出納室長

それでは、配付させていただきました資料につきまして確認をさせていただきます。

事前配布としまして、議案第10号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」及び議案第11号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

本日議席に御配布しましたのは、議事日程です。

お手元にお持ちでない方は、お手を挙げていただきましたら職員がお配りさせていただきますので、よろしくお願い致します。

## ○議 長

全員お持ちであることが確認されました。

直ちに議事日程の順序に従い、会議を進めます。

なお、組合議会会議規則により、質疑は同一議員につき、同一議題について簡潔・明瞭に3回までとさせていただきますのでよろしくお願い致します。また、質疑に当たっては自己の意見を述べないようよろしくお願い致します。

日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により議長において、7番 森耕治さん、8番 横井敏夫さんを指名します。

次に、日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

続きまして、日程第3、議案第10号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

## ○総務課長兼出納室長

議案第10号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、地方公務員の定年引上げ及びこれに伴う地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整備するものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としましては、第1条関係は、職員の年齢が60歳に達した日以後に懲戒を受けたときの減給額について整理するものです。第2条関係は、(1)条

の移動のあった地方公務員法の規定に伴い整理するもの。(2)職員の定年を年齢60歳から65歳に引き上げるもの。(3)退職年齢に到達した職員で特別な事情がある場合に、引き続き勤務させることができる特例任用について整理するもの。(4)管理監督職勤務上限年齢制の対象の範囲となる職を定めるもの。(5)管理監督職勤務の上限年齢を定めるもの。(6)管理監督職であった者を他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準について定めるもの。(7)管理監督職勤務の上限年齢による降任等及び管理監督職への任用制限について異動期間の延長等の特例を定めるもの。(8)異動期間を延長する場合等の取り扱いについて定めるもの。(9)異動期間の延長の事由が消滅したときの措置について定めるもの。(10)年齢が60歳に達した日以後に退職をした者を短時間勤務の職に採用できることについて定めるもの。(11)この条例の実施に関し必要な事項について、規則への委任を定めるもの。(12)及び(13)は、附則に定年の段階的な引上げについて経過措置を定めるもの。職員が60歳に達する年度の前年度に情報提供及び意思確認を行うことについて定めるものです。第3条関係は、条の移動のあった地方公務員法の規定に伴う整理及び名称変更するものです。第4条関係は、(1)育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員を追加するもの。(2)字句の整理を行うもの。(3)地方公務員法の一部改正に伴い名称変更するもの。(4)条の移動のあった地方公務員法の規定に伴う整理及び名称変更するもの。(5)附則に、60歳以降の育児短時間勤務職員の給料の適用について定めるものです。第5条関係は、条の移動のあった地方公務員法の規定に伴い整理するものです。第6条関係は、(1)字句及び引用の整理並びに地方公務員法の一部改正に伴い名称変更するもの。(2)条の移動のあった地方公務員法の規定に伴う整理及び名称を変更し、定年前再任用短時間勤務職員の給料について定めるものです。第7条関係は、(1)字句及び引用の整理並びに地方公務員法の一部改正に伴い名称変更するもの。(2)定年前早期退職者について、職員の定年を引き上げることに伴い、定年から減じる年数を変更するもの。(3)定年前の退職の募集年齢に関し、定年から減じる年数を変更するもの。(4)附則に、当分の間、60歳に達した日以後に自己都合により退職した者の退職手当の基本額等について、定年引上げに伴う経過措置を定めるものです。第8条関係は、(1)管理監督職勤務上限年齢制による降給を追加するもの。(2)降給の場合の事由について整理するもの。(3)60歳に達した職員に対する降給を追加するもの。(4)60歳に達した職員の降給については通知書の交付を行わないことについて定めるものです。第9条関係は、地方公務員法の改正に伴い、条例を廃止するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行し、附則第9条及び職員の退職手当に関する条例附則第10項の改正規定は、公布の日から施行するも

のです。

なお、附則として、2 改正前の海部地区環境事務組合職員の定年等に関する条例により勤務延長した職員の勤務延長期限の延長などに関する経過措置等を定めるもの。3 年齢65歳の到達年度の末日までの者を再任用として常時勤務を要する職に採用することができることについて経過措置を定めるもの。4 年齢65歳の到達年度の末日までの者を再任用として短時間勤務の職に採用することができることについて経過措置を定めるもの。5 改正法附則第8条第3項及び第8条第4項により読み替えて適用する新法第22条の4第4項に規定する条例で定める職及び年齢を規定するもの。6 定年前再任用短時間勤務職員に関して採用等の経過措置を定めるもの。7 この条例の施行日前に情報提供及び意思確認を実施する職員の年齢を定めるもの。8 暫定再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の海部地区環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用するもの。9 暫定再任用職員の給料月額等について定めるもの。10 暫定再任用職員に対し退職手当を支給しないことを定めるものです

以上で提案説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議 長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

#### ○1番（伊藤恵子君）

議案第10号の質疑をさせていただきます。

定年延長に伴い、定年延長された方でフルタイム勤務、短時間勤務あるんですけど、もう1つ高齢者部分休業制度というのが設けられていると思うんですね。一時期、ちょっと諸事情で休むけれどもという制度が今回書かれていませんけど、この制度を見送った計画、そういったことを教えてください。そして、現在の定年退職後の再任用職員ですね、今度暫定再任用職員になると思いますけど、現在どのぐらいいらっしゃるのかということと、もう1つ特例任用について説明願いたいんですけど、この特例任用というのは定年延長後の65歳以上の方に適用するのか、その辺を説明してください。

#### ○総務課長兼出納室長

高齢者の条例につきましては、2月の定例議会のほうで提案を検討しているところでございます。暫定の再任用の数でございますが、現在、14名が暫定再任用になるものになります。特例任用につきましては...もう一度お願いします。

#### ○1番（伊藤恵子君）

特例任用というのは書かれているんですけど、定年延長後というのは65歳以

上を指すのか、特例任用というものを説明お願いします。

#### ○総務課長兼出納室長

特例任用というのは、60歳に達した日以降について管理監督職になる方…。

#### ○事務局長

特例任用についてですが、この退職年齢に達した職員で特別な事情がある場合に引き続き勤務させることができる特例任用については、議員のおっしゃる通り延びた65歳以降に延長させることができるものについて定めるものです。

#### ○1番（伊藤恵子君）

今でも65歳まで再任用で、それ以上の方がみえるのかを教えてください。現在、65歳以上の方がみえるのか。それとですね、役職定年制についてお伺いするんですけど、60歳を超えて定年延長を希望される方は、管理職の職域から降格というか降級されるというふうに書かれているんですけど、津島市の場合ね、課長以上は補佐級になるって説明があったんですけど、この条文とか説明文とかを見てみると、これはどこの階級に降格されるかというのは決まっていないのか、その辺の降格になる基準といいますか、それを教えていただきたいのと、附則第9条で上限年齢による降任の任用の制限の特例というのがあるんですけど、知識、技術、経験とか勤務状況の特殊性とか、業務の執行上重大な障害となるときにはそのままの級とか、降級しないでそのままいることができるのかこの辺のことを少し説明をお願いします。

#### ○事務局長

まず1点目ですが、今65歳以上の職員はいません。降級ですね、管理職の。うちでも補佐級に基本はします。第9条の関係ですが、引き続き管理職にここに書いてある条件さえ満たせば管理職として置くこともできるということです。降級せずに管理職として残すことができます。

#### ○1番（伊藤恵子君）

知識、技術、経験といわれると管理職の方は充実して見えると思うんですけど、それが若手職員の昇格に障害がでるんじゃないかなって懸念するんですが、この辺のお考えと、定年が延びたことによる定員管理で職員数ですね、新規の採用とか、さっき補佐級になるっていうのを含めて、若手の人たちが技術を学んでいく、そういう昇格にすごく影響があると思うんですけど、その辺の考えと定数管理については新規の採用もしっかりと採っていくという、定員管理そのものを見直す必要があると思うんですけど、その辺はどういうお考えでしょうか。

#### ○事務局長

定員管理につきましては、新規に再任用になる方も含めて年齢構成が平準化するように新規採用も考えて適正な人数でやっていきたいと考えております。

若手の任用の機会、昇給、昇格の機会も十分に配慮しながらその辺は管理していきたいなど考えております。

**○議 長**

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

**○1番（伊藤恵子君）**

賛成の立場ですけども…。

〔「賛成なら討論する必要ない」と呼ぶ者あり〕

**○1番（伊藤恵子君）**

先ほど言いました管理職がね、ずっと定年延長で留まっていると、やっぱり若手の育成にすごく支障があるんじゃないかなと懸念しますので、その辺の配慮と新規採用を抑えるとやっぱり職員の流れが若手が入ってこないということになりかねませんので、定員管理も含めて十分考えていただいて賛成といたします。

**○議 長**

討論もつきたようでありますから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第10号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第10号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第4、議案第11号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

**○総務課長兼出納室長**

議案第11号、「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」提案理由を申し上げます。

提出させていただきました議案は、令和4年人事院勧告の趣旨を踏まえ、勤勉手当の支給割合を改定するため、所要の規定の整理をするものです。

内容については、議案末尾の要綱にて御説明させていただきます。

改正内容としましては、第1条関係は、(1)一般職の職員の勤勉手当の支給月数を年間0.1月分引き上げ1.05月に、再任用職員の勤勉手当の支給月数を年

間0.05月引き上げ0.5月にするもの。(2)給料表の給料月額について、初任給の引き上げ及び若年層の給料表の水準を平均0.3%引き上げるものです。第2条関係は、令和5年度以降の職員の勤勉手当の6月期及び12月期の配分の見直しをするものです。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、第1条の改正規定は、令和4年4月1日から遡及適用とし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行するものです。なお、改正前の規定に基づいて支給した給与は、改正後の規定による給与の内払とみなすもの及びこの条例の施行に関し必要な事項について規則へ委任を定めるものです。

以上で提案説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

### ○1番（伊藤恵子君）

議案第11号の質問をさせていただきます。

これは人事院勧告によって民間のボーナス支給状況を踏まえて0.1月分の勤勉手当を改正するという事で、ここに書かれていると思うんですけど、給料のほうで初任給及び若年層の給料を上げなさいよというこの若年層の考え方なんですけど、0.3%といってもどのくらいの方がね、環境事務組合の職員で割合として引きあがっているのか教えてください。

### ○総務課長兼出納室長

若年層といたしましては、だいたい35歳前後でございます。なお、対象となる職員については、44名中18名が対象となります。以上です。

### ○8番（横井敏夫君）

まずですね、4分の4の新旧対象表の改定後、現行というのはこれでよろしいでしょうか。表の見出しの部分ですが。これ現行が右側で改正後が左側という趣旨でよろしいですか、改正後というのは今のですか。ということは右側が今100分の105であって、これが100になり120になるということではよろしかったですか。読み取れないですけど。それで良ければいいんですけど。ちょっと意図が分からないなと思いますけども。じゃあすいません。これとともに、これによるですね、全体に対する人件費の上昇がどの程度になるかお聞きしたいのですが。

### ○総務課長兼出納室長

新旧対照表につきましては、左側が改正後…。人件費の総額についてですけども、こちらの方は総額として158万円程の支給がされる予定でございます。

以上です。

**○議長**

質疑も尽きたようでありますから、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論もないようでありますから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第11号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議案第11号「海部地区環境事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件は全部議了しました。

閉会を宣するに当たり、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

**○管理者（弥富市長）**

閉会にあたり一言御礼のあいさつを申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

提案いたしました案件につきましても、御議決をいただきまして誠にありがとうございます。

時節柄、大変寒くなってまいりましたが、議員各位におかれましては、どうぞ御自愛いただきまして、御活躍されますようお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長**

これをもちまして令和4年第3回海部地区環境事務組合議会臨時会を閉会します。

(午前 11時24分 閉会)

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

海部地区環境事務組合

〃 議 会 議 長 八 木 敏 一

〃 議 会 議 員 森 耕 治

〃 議 会 議 員 横 井 敏 夫